

**平成 23 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書**

筑波技術大学

平成 24 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	28
基準7 学生支援等	30
基準8 施設・設備	34
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	37
基準10 財務	40
基準11 管理運営	42
<参考>	47
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

23年7月	書面調査の実施
8月～9月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
24年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成24年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
飯 野 正 子	津田塾大学長
稻 垣 卓	福山市立大学長
尾 池 和 夫	国際高等研究所理事・所長
大 塚 雄 作	京都大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構特任教授
梶 谷 誠	電気通信大学長
金 川 克 子	神戸市看護大学長
北 原 保 雄	元 筑波大学長
郷 通 子	情報・システム研究機構理事
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 林 俊 一	前 秋田県立大学長
小 間 篤	秋田県立大学長
齋 藤 八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 昭 憲	元 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 典比古	国際基督教大学長
永 井 多恵子	せたがや文化財団副理事長
野 上 智 行	国立大学協会専務理事
バス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
◎吉 川 弘 之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

* ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会評価部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
○鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
江 川 雅 司	明治学院大学教授
小 川 宣 子	中部大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構特任教授
○金 川 克 子	神戸市看護大学長
川 嶋 太津夫	神戸大学教授
草 間 朋 子	大分県立看護科学大学長
栗 林 秀 雄	大東文化大学教授
◎児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
○小 間 篤	秋田県立大学長
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
庄 野 進	国立音楽大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
○中 島 恭 一	富山国際大学長
野 上 智 行	国立大学協会専務理事
野 嶋 佐由美	高知県立大学副学長
別 所 遊 子	佐久大学教授
茂 木 俊 彦	桜美林大学心理学研究科長
○森 正 夫	公立大学協会相談役
○矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れないと判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「III 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成23年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

筑波技術大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として目的を明確に定め、聴覚・視覚障害者の社会自立、参画、貢献の促進を目標に、率先して社会に貢献できる専門職業人を養成する基本目標の実現のための教育理念を明快にしている。
- 障害者高等教育研究支援センターを設置し、聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発するとともに、基礎教育の研究と実践を行い、併せて、その成果を基に、一般大学等への支援を行っており、平成21年度には文部科学省「教育関係共同利用拠点」に認定されている。
- 保健科学部附属東西医学統合医療センターを設置し、東洋医学と西洋医学を統合した医療の提供及び臨床実習を行っている。
- 教養教育系科目に、当該大学の特性に鑑み、学生が社会にスムーズに適応するために開設された特徴的な科目群である障害関係教育科目がある。
- 大学院では、各コースに共通した基盤科目の中に、障害補償法関係の科目群があり、個々の障害に応じた情報の取得や発信方法を学ぶとともに、在学中の学修と研究並びに高度専門職業人及び研究者としての活動において必要となる障害補償法をも学べるように配慮している。
- 文部科学省教育GPにおいて、平成20年度に「携帯型端末を用いた弱視学生の資格試験対策」が採択され、携帯型端末の機動性と柔軟性を生かし、e-learningを用いた学習環境を提供している。
- 文部科学省学生支援GPにおいて、平成19年度に「視・聴覚障害学生の専門性を高める学習支援」が採択され、その成果は、教育課程の編成等に反映されている。
- 文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」において、平成22年度に「障害学生のエンパワーメントとキャリア発達」が採択され、社会的・職業的自立に向けた指導等を行うため、キャリア発達支援学長特命プロジェクト委員会が設置されている。
- 文部科学省特別教育研究経費において、平成21年度に「視覚に障害を持つ医療系学生のための教育高度化改善事業」が採択され、これによるスキルラボの開設・運営等が行われ、いくつかの実習・演習等の授業で学生より良い評価を得ている。
- 就職希望者に対する就職率が高く、その多くが各学科・専攻等の専門に関連した分野に就職している。
- FD・SD企画室が中心となり作成した『筑波技術大学FD・SDハンドブック－聴覚・視覚障害者の修学のために－』を全教職員に配付し、教育能力の向上を図っている。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1－1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1－2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第1条に「聴覚・視覚障害者を対象とする高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。」と定めている。

また、学則第3条第1項に「本学に、産業技術学部及び保健科学部を置く。」と定め、それぞれの学部の目的については同条第2項に、

（1）産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。

（2）保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。

と明確に定めている。

学科・専攻についても、学則第4条に、産業技術学部に、産業情報学科、総合デザイン学科を、保健科学部に、保健学科鍼灸学専攻、保健学科理学療法学専攻、情報システム学科を置くことを定め、それぞれの学科及び専攻の教育研究上の目的も明確に定めている。

当該大学は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、聴覚・視覚障害者の社会自立、参画、貢献の促進を目標に、率先して社会に貢献できる専門職業人を養成することを基本目標として掲げ、この目標の実現を図るため、

1. 人間形成に資する幅広い教養を習得させ、社会性の涵養を図る。
2. 障害を理解・克服し、自ら社会に適合できる自主性、柔軟性の育成を図る。
3. 情報化社会に対応できる情報リテラシーと国際化に対応できる語学力や学生生活・社会生活を円滑に行うためのコミュニケーション能力の育成を図る。
4. 専門技術の習得に必要な専門基礎教育及び専門教育を充実し、社会が求めている専門的、応用的

職業能力及び指導能力の育成を図る。

を教育の理念として、ウェブサイトに掲載している。

さらに、目的や教育理念を具体的に実施するため、中期目標に基本的な目標及び教育に関する目標が定められている。

これらのことから、目的等が明確に定められ、その内容は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的については、学則第41条に「学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。」と定めている。

また、学則第42条には、産業技術学専攻、保健科学専攻の2専攻からなる修士課程の技術科学研究科を置くこととして、それらの目的を明確に定めている。

これらのことから、大学院の目的は明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の目的、基本目標、教育の理念等については、ウェブサイトに掲載し、教職員、学生及び広く社会に公表している。

教職員に対しては、大学の目的等を記載した大学概要を配付することによって、また、学生に対しては、同様の記載がある学生便覧を配付するとともに、新入生にあっては、入学時のオリエンテーションにおいて説明し、周知を図っている。

さらに、当該大学を志願する者やその保護者に対しては、北海道、東海、関西、九州等の各地で行う大学説明会やオープンキャンパスにおいて学部案内を配布し、大学の目的に加え、障害に配慮した修学支援の現状を説明している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として目的を明確に定め、聴覚・視覚障害者の社会自立、参画、貢献の促進を目標に、率先して社会に貢献できる専門職業人を養成する基本目標の実現のための教育理念を明快にしている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の目的を達成するため、以下の2学部で構成されている。

- ・ 産業技術学部（2学科：産業情報学科、総合デザイン学科）
- ・ 保健科学部（2学科：保健学科（鍼灸学専攻、理学療法学専攻）、情報システム学科）

聴覚に障害のある学生を対象とする産業技術学部は、産業情報学科と総合デザイン学科とで構成されている。

産業情報学科は、情報科学とシステム工学の分野において、専門的な能力の育成を図り、「情報処理」と「ものづくり」の技術を通して、快適な社会と生活環境の整備に貢献できる人材を育成することを目的として設置されている。

総合デザイン学科は、生活環境を総合的に考え、生活の中で関わりをもつ環境やモノや情報を中心としたデザインに関する知識と専門技術を身につけ、ユニバーサルデザインなどへも視点を広げ、豊かな感性と創造的表現力を持ち、社会に貢献できる人材を育成することを目的として設置されている。

なお、産業技術学部においては、卒業後の就業分野として、社会自立に長年の実績を持つ職業分野（デザイン、機械）及び将来有望であると考えられる職業分野（建築、電子情報）を想定している。

視覚に障害のある学生を対象とする保健科学部は、保健学科と情報システム学科で構成されている。

保健学科は、鍼灸・手技療法に関する専門的な知識と技術を身につけ、特に、東洋医学と西洋医学の両視点を兼ね備えた高い専門性を有し、現代医療に貢献できる専門技術者を育成する鍼灸学専攻と、理学療法に関する高い専門性と実務能力を身につけた理学療法士として、社会に貢献できる専門技術者を育成する理学療法学専攻の2専攻で構成されている。

情報システム学科は、視覚障害補償技術を活用して情報処理の知識と技術を系統的に習得し、実際的なコンピュータ技術やビジネス知識を身につけた社会に貢献できる人材を育成することを目的として設置されている。

なお、保健科学部においては、卒業後の就業分野として、社会自立に長年の実績を持つ職業分野（鍼灸、理学療法）及び将来有望であると考えられる職業分野（情報処理）を想定している。

これらのことから、学部及びその学科・専攻の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育系科目は、セミナー・総合教養科目、主題別教育科目、言語・情報教育科目、障害関係教育科

目、健康・スポーツ教育科目で構成している。特に、障害関係教育科目は、当該大学の特性に鑑み、障害学や障害補償、障害に合わせた情報処理の方法等を学ぶ科目群であり、学生が社会にスムーズに適応するために開設している。

教養教育系科目及び専門教育系科目の編成に当たっては、障害系別センター教員会議、学部教務委員会、学部教授会の議を経て、全学組織の教務委員会で総合的に審議し、最終的に教育研究評議会で審議・承認されている。

これらの教養教育系科目の実施は、障害者高等教育研究支援センターが担当し、教務委員会及び学部と連携を図りながら運営する体制を構築している。授業の担当は、障害者高等教育研究支援センター基礎教育研究部の教員が中心となり、両学部の教員も加わって、それぞれの専門分野に応じた授業を担当している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的として、技術科学研究科を設置している。

技術科学研究科は、産業技術学専攻と保健科学専攻の2専攻で構成され、それぞれ少人数教育を実施している。

- ・ 産業技術学専攻（情報科学コース、システム工学コース、総合デザイン学コース）：聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、生産の現場において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成することを目的とする。
- ・ 保健科学専攻（鍼灸学コース、理学療法学コース、情報システム学コース）：視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成することを目的とする。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

附属施設、センター等としては、附属図書館（聴覚障害系図書館、視覚障害系図書館）と4センター、実習工場が設置されている。

- ・ 障害者高等教育研究支援センター：聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発するとともに、基礎教育の研究と実践を行い、併せて、その成果を基に、支援体制構築へ向けての指導助言、障害補償機器の貸出等、一般大学等への支援を行う施設として設置されており、平成21年度には文部科学省「教育関係共同利用拠点」に認定されている。

- ・ 保健管理センター：学生及び職員の健康管理等を行うための施設として設置されている。
- ・ 附属図書館：図書、雑誌、視聴覚資料その他の資料を収集し、整理し、及び保存して、教職員及び学生の利用に供する附属施設として設置されている。
- ・ 情報処理通信センター：情報処理システム及び通信ネットワーク等の円滑な運用を図る施設として設置されている。
- ・ 保健科学部附属東西医学統合医療センター：東洋医学と西洋医学を統合した医療の提供及び臨床実習を行う施設として設置されている。平成 23 年度よりリハビリテーション科を開設し、理学療法の実習に活用している。
- ・ 実習工場：産業情報学科の実験・実習を行う施設として設置されている。

これらの附属施設、センター等は、当該大学の教育研究の目的を達成する上で必要な内容を持ち、それぞれの目的に応じた活動を行い、目的達成に資するように機能している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

全学的組織として教育研究評議会を置き、当該大学の教育活動に係る重要事項を審議している。

教授会規程に基づき、産業技術学部及び保健科学部の教授会は、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業に関する事項等を審議している。また、障害者高等教育研究支援センター教授会は、教養教育に係る教育課程の編成に関する事項等を審議している。これらの教授会は、当該部局の教授のみで構成され、ほぼ、毎月 1 回開催されている。

各部局の全教員で構成される教員会議は教授会の後に開催され、教授会の審議事項等の内容について報告し、すべての教員が教育活動に関する情報を共有している。

大学院については、教授会に相当する審議を行うものとして大学院運営委員会を設置し、大学院の教育課程及び研究指導に関する事項等を審議している。平成 22 年度では 7 回開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務委員会は、産業技術学部及び保健科学部の各学科・専攻の教授のうちから選出される 1 ~ 2 人の委員並びに障害者高等教育研究支援センターの教授のうちから選出される 4 人の委員等から組織されている。教務委員会は、全学委員会として教育課程の編成や教育活動に関する諸事項を審議しており、平成 22 年度で 7 回開催されている。

また、全学の教務委員会のほかに聴覚障害系教務委員会及び保健科学部教務委員会を設置し、平成 22 年度で、それぞれ 5 回、3 回開催している。これらの委員会では、それぞれの学部の教育課程や教養教育と専門教育の充実に関する事項等を審議している。

大学院については、研究科長、各専攻長、各専攻の教授のうちから選出される各 3 人の委員等で組織する研究科学事務委員会を設置し、平成 22 年度に 4 回開催している。ここでは、研究科に関する教育方針・教育計画等に関する事項を審議している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 障害者高等教育研究支援センターを設置し、聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発するとともに、基礎教育の研究と実践を行い、併せて、その成果を基に、一般大学等への支援を行つており、平成21年度には文部科学省「教育関係共同利用拠点」に認定されている。
- 保健科学部附属東西医学統合医療センターを設置し、東洋医学と西洋医学を統合した医療の提供及び臨床実習を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学部、大学院等の教員組織編制は、組織及び管理運営に関する規則に基づき定めている。

教育研究上の基本組織としては、学部に学科を、大学院に専攻を置き、それぞれの下に講座を設け、その教育研究に必要な教員を配置することとしている。

教育研究に係る責任を明確にするため、各学部には学部長、学部長補佐を、各学科には学科長を置き、さらに、産業情報学科では副学科長、保健学科の鍼灸学専攻、理学療法学専攻ではそれぞれ専攻長を置いている。大学院には研究科長を、各専攻には専攻長を置き、さらに各専攻のコースにコース長を置いている。これらの長等が責任者として当該組織の校務を掌理している。

これらのことから、教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 産業技術学部：専任 44 人（うち教授 18 人）、非常勤 14 人
- ・ 保健科学部：専任 35 人（うち教授 22 人）、非常勤 20 人
- ・ 障害者高等教育研究支援センター基礎教育研究部：専任 17 人（うち教授 9 人）、非常勤 16 人

専任教員 1 人当たりの学生数は 3.9 人である。全科目数に対する専任教員の担当科目数の割合は、各学部の授業科目区分で見ると、両学部の専門教育系科目、保健科学部の教養教育系科目で 89.6~91.9%、産業技術学部の教養教育系科目で 70.7% である。また、各学部の主要科目は教授、准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、46人（うち教授30人）及び3人となっており、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

のことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

「国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針」を策定し、差別を排除し、広く人材を求める観点から、教員の採用は公募を原則とすること、また、多様な人材活用の観点から、候補者の能力・業績等が同等であると認められる場合には積極的に外国人、女性及び障害者を採用することを方針としている。さらに、「国立大学法人筑波技術大学における人権の尊重についての基本姿勢」を制定している。

全専任教員数に対する女性教員の割合は16.2%、外国人教員の割合は2.7%、障害者教員の割合は10.8%である。

年齢構成では、全専任教員の96.4%は35～64歳であり、このうち、全教授数の70.9%が55～64歳である。全専任教員のうち、34歳以下の層が全体として少ない感があるものの、全体としてバランスのとれた構成となっている。

任期制については、職員任用規程に基づき、聴覚障害者及び視覚障害者の教育研究の活性化を図る必要があるなどで学長が特に認めた場合、外部的競争資金等により研究等の業務に従事させる必要がある場合に、任期を定めた任用ができることになっている。後者の場合を特任教員と称しており、現在11人の特任教員が採用されている。

なお、教員定数の一定数（現在は10人）を学長裁量枠として確保している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任については、教員選考基準規程及び教育職員の選考に関する細則に、教授、准教授、専任教員の講師、助教及び助手の選考基準並びに資格及び選考手続に関する取扱いを定めている。

具体的には、案件の都度、教育研究評議会の下に教員人事委員会を置くこととし、同委員会は、当該学部あるいはセンターのみならず、他の学部あるいはセンターから選考された委員を加えて構成している。教員人事委員会では、書類審査及び面接等により、総合的な評価を基に選考を行い、その結果を基に教育研究評議会で教員候補者を決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められており、適切に運用されていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成20年度に、「教員の個人評価に係る結果活用に関する基本方針」及び「教員の個人評価指針」を定めている。これに基づき、教員は、2年に一度、教育、学術・研究、社会・国際貢献、組織運営・管理の4つの領域について自己点検・評価を行い、個人評価表を作成・申告する。これを参考に、必要な場合は面談を実施した上で、部局長が個人評価を行う方法で教員評価を実施している。

なお、評価結果については、勤務成績を考慮の上、昇給及び勤勉手当に反映している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

産業技術学部では、情報科学、システム工学、デザイン学の各専門分野の研究が進められている。これらの研究は、専門教育系科目の内容と相関性を有している。また、聴覚障害者のための授業支援システムや専門分野に関わる指導法の研究も行われ、実践されている。

保健科学部では、鍼灸学、理学療法学、情報システム学の各専門分野の研究が進められている。これらの研究は、専門教育系科目の内容と相関性を有している。また、視覚障害者のための授業支援システムや専門分野に関わる指導法の研究も行われ、実践されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

産業技術学部及び保健科学部の教育研究の支援を行うため、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課に、それぞれ、事務職員13人、14人、及び技術職員6人、5人を配置している。事務職員には各キャンパスの図書館職員が各2人（うち各1人は司書有資格者）含まれる。

それぞれの支援課には教育研究支援室を設置し、技術職員が障害の特性に配慮しながら実験や演習科目の技術的指導等を行っている。

また、聴覚障害学生に対するコミュニケーション技術に未習熟の新任教員及び非常勤講師が担当する授業については、字幕提示等の情報保障を技術職員が支援している。視覚障害学生に対しては、技術職員がすべての科目について、障害の程度に応じて点字や拡大文字等による教材の提供、資料の作成等の情報保障を支援している。

そのほか、聴覚障害学生への字幕提示には、インターネットを利用して、遠隔地に在住するボランティアからの支援を、また、視覚障害学生の体育の授業には、近隣の大学の学生ボランティアによる支援を実施するなど、ボランティアによる各種の教育支援を実施している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

学部入学者選抜等に関する規程及び大学院入学者選抜等に関する規程に定めているように、当該大学が聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関であるということに鑑み、両障害者の潜在的な能力を引き出すため、学部における個別学力検査あるいは大学院における一般入試に加えて、推薦入試、社会人入試、AO入試等多様な入学者選抜を実施することを入学者選抜の基本方針としている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、当該大学の基本理念に基づき、それぞれの教育目標と求める学生像として、例えば、次のように記載されている。

産業技術学部産業情報学科では、

システム工学と情報科学の専門的能力の育成を図ると同時に、社会が求めている技術の高度化と複合化に対応できる専門教育により「ものづくり」と「情報処理」を通じて快適な社会と生活環境の整備に参画・貢献できる人材の育成を目標としています。上記の目標が達成できる次のような人を求めています。

- 大学での学習に必要な数学・物理の基礎学力を有している人、入学後これらの科目の学習に積極的に取り組む意欲を有している人
- 工学的な事柄に興味を持ち、新しい分野に挑戦する意欲をもっている人
- 技術者になりたいという明確な目的意識をもっている人
- 障害を理解・克服し、社会に参画・貢献しようとする強い意志をもっている人

保健科学部保健学科鍼灸学専攻では、

現代医学の新しい知識と伝統ある鍼灸・手技療法の基本理論や臨床技術を学び、東洋医学と西洋医学の両方を理解し、幅広い知識と専門性を兼ね備え、高い臨床の技術と思いやりのある心で治療に当たることのできる専門職業人としての鍼灸師及びあん摩・マッサージ・指圧師の養成を目標としています。鍼灸学専攻は、視覚の障害を受容し、それを克服できるような特色あるカリキュラムを用意し、学習を支援する様々な障害補償機器を備えています。新しいことに果敢にチャレンジする精神を育て、世界に飛躍して活躍できるような鍼灸師及びあん摩・マッサージ・指圧師を育てます。上記の目標を達成できる次のような人を求めています。

- 医療や健康について学ぼうとする意欲がある人
- 人の痛みが理解できる思いやりがある優しい人

- 鍼灸師及びあん摩・マッサージ・指圧師として社会に役立とうとする意欲のある人
- 障害を克服しようとする意志の強い人
- 國際感覚豊かでチャレンジ精神を備えた人

このように、学部では学科・専攻ごとに、また、大学院でも専攻ごとに教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針を明確に定めている。

学部では、各学科・専攻の入学者受入方針及び入学者選抜の方針を入学者選抜要項、学生募集要項で明示し、ウェブサイトで公表し、広く周知を図っている。大学院では、各専攻の入学者受入方針及び入学者選抜の方針を学生募集要項で明示し、学部と同様に、ウェブサイトで公表し、広く周知を図っている。

学部案内、入学者選抜要項及び学生募集要項は、当該大学の全教員及び全国の特別支援学校（聾学校、盲学校）、一般高等学校へ配布している。また、複数回のオープンキャンパス等を実施するほか、北海道から九州にわたる全国各地で大学説明会を開催し、受験生の理解が深められるようにしている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入学者選抜の方法としては、入学者受入方針に沿った多様な人材を受け入れるため、学部では、個別学力検査（前期日程）、推薦入試、AO入試及び社会人入試を実施している。

個別学力検査においては、産業情報学科で学力検査と面接を、総合デザイン学科で実技検査と面接を、保健学科鍼灸学専攻及び情報システム学科で面接と小論文を、保健学科理学療法学専攻で適性検査と面接と小論文をそれぞれ課している。なお、大学入試センター試験の利用科目は産業技術学部では国語と外国語の2教科2科目を、保健科学部では国語と数学と外国語から2教科2科目を選択することとなっている。

推薦入試、AO入試及び社会人入試においても、学科によって、小論文、適性検査、実技検査、面接を、適宜組み合わせている。

大学院では、一般入試及び社会人入試を実施している。

一般入試においては、産業技術学専攻で書類審査と口頭試問と面接を、保健科学専攻では書類審査と面接を課している。また、社会人入試においても各専攻で一般入試と同様の入試を実施している。

これらのすべての入試において、アドミッション・ポリシーに合致した学生の受入と、入学後の情報保障環境を整備するために、面接を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部における入学者選抜は、入学試験委員会規程に基づき、学長を委員長とする入学試験委員会が全体を総括している。

入学試験の実施に当たっては、入学試験委員会の下に、学部ごとに入学試験実施委員会を置き、入学者

選抜に関する必要な事項を審議し、入学者選抜に係る検査項目に応じた各小委員会の総括、調整することで、入学試験を実施している。

試験問題は、問題作成に係る各小委員会の複数の委員が作成し、チェックを行った後、入試問題チェック小委員会の委員が再チェックを行い、作題ミスを避ける体制を整備している。

試験当日は、学長を責任者とする入試本部の下に、各学部に学部長を責任者とする入学試験実施本部を設置し、試験実施中は、各小委員会の問題作成委員を入学試験実施本部に常駐させ、試験問題の最終点検及び受験生からの質問等に対応している。

合格者の決定は、当該学部の合格候補者選考委員会の判定資料に基づき、入学試験委員会及び各学部教授会の議を経て、学長が行っている。

大学院における入学者選抜は、大学院入学試験委員会規程に基づき、学長を委員長とする大学院入学試験委員会が全体を総括している。

入学試験の実施に当たっては、学部と同様に、専攻ごとに大学院入学試験実施委員会を置き、当該専攻の入学者選抜に関する必要な事項を審議するとともに、各小委員会を総括、調整して入学試験を実施している。

試験当日は、学長を責任者とする入試本部を設置し、また、各専攻の専攻長を責任者とする入学試験実施本部を設置し、試験を実施している。

合格者の決定は、合格候補者選考委員会の判定資料に基づき、大学院入学試験委員会及び大学院運営委員会の議を経て、学長が行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜の改善のため、産業技術学部には入試成績追跡調査委員会、保健科学部には入試方法検討委員会を設置している。

両委員会では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するため、産業技術学部では、主として入学者選抜方法の改善に資することを目的に、入試科目間の相関、入試成績と1年次の学業成績の相関、1年次の学業成績間の相関、入試成績（入学時）と4年次の学業成績（卒業時）の相関及び、出身高等学校別の同様な相関を調査している。保健科学部では、入試種別と入学後の成績等の相関について調査を行っている。

これらの検証を基に、産業技術学部では、個別学力検査における大学入試センター試験の利用教科・科目及び配点を変更する改善を、また、保健科学部では、AO入試に対する入試方法・内容の検討と見直しを行い、保健学科理学療法学専攻では面接試験に加え、適性検査（運動及び筆記を含む。）を実施することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成19～23年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成22年4月に設置された技術科学研究科（修士課程）については、平成22～23年度の2年分。）

[学士課程]

- ・ 産業技術学部 : 1.01 倍
- ・ 保健科学部 : 0.97 倍

[修士課程]

- ・ 技術科学研究科 : 0.92 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学の目的、教育理念に即して定められた、各学部の教育目的及び授与される学位とそれに付記される専攻分野の名称は以下のとおりである。

- ・ 産業技術学部：聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていくことを教育目的としており、産業情報学科では学士（工学）、総合デザイン学科では学士（デザイン学）が授与される。
- ・ 保健科学部：視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていくことを教育目的としており、保健学科鍼灸学専攻では学士（鍼灸学）、同学科理学療法学専攻では学士（理学療法学）、情報システム学科では学士（工学）が授与される。

これらの目的や授与される学位に照らして、以下のように、授業科目が設定され、教育課程が編成され

ている。

学部の授業科目は、教養教育系科目と専門教育系科目に区分されている。

教養教育系科目は、セミナー・総合教養科目、主題別教育科目、言語・情報教育科目、障害関係教育科目及び健康・スポーツ教育科目からなっている。このうち、特に、障害関係教育科目は、当該大学の特性に鑑み、障害学や障害補償、障害に合わせた情報処理の方法等を学ぶ科目群であり、学生が社会にスムーズに適応するために開設された特徴的な科目群である。

専門教育系科目は、専門基礎教育科目とそれぞれの学科・専攻等に応じた専門科目に分けられている。

これらは、学科・専攻の教育目的に対応して構成され、くさび状に配置することで、専門知識の習得が段階的に得やすいように配慮されている。また、教養教育系科目、専門教育系科目の配置も、1年次ではほぼ8：2、2年次ではほぼ2：8と高学年で専門教育系科目の比率が高くなっている。

産業技術学部産業情報学科では、情報科学専攻とシステム工学専攻を置いている。産業情報学科各専攻及び総合デザイン学科では、さらに、学生の希望、適性、成績等により履修モデルによるコースあるいは領域に分けて授業を実施している。保健科学部保健学科では、鍼灸学専攻と理学療法学専攻を置いている。保健学科及び情報システム学科でも、履修モデルに応じたコースに分かれて授業を実施している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5－1－② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか

以下に示すように、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮したいくつかのプログラムが実施されている。

平成19年度から4年間実施されたものとして、文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」に採択された「視・聴覚障害学生の専門性を高める学習支援」があり、視覚障害学生にはグループウェアの音声化とマルチモーダルな誘導システムの試験的導入を、聴覚障害学生には汎用性のある支援機器開発及びこれを使用するための専門性を有する人材育成を行っている。

平成20年度から3年間は、文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された「携帯型端末を用いた弱視学生の資格試験対策」を実施しており、視覚障害を考慮したe-learning環境を構築し、携帯型の端末機器を用いて国家試験や資格試験合格を目指した内容の自学自習を促進させている。

平成22年度からは5年間の予定で、文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「障害学生のエンパワーメントとキャリア発達」が実施されるとともに、社会的・職業的自立に向けた指導等を行うため、キャリア発達支援学長特命プロジェクト委員会が設置されている。

また、当該大学では、聴覚・視覚障害者のための授業支援システムや専門分野に関わる指導法の研究が多数行われており、これらの研究成果は、授業の内容や方法に反映されている。

さらに、学生の多様なニーズにこたえるため、放送大学との単位互換、いくつかの学科での特別演習としてのインターンシップ、補習授業の実施等が行われている。

このほかに、世界の障害者のための大学と交流協定を結び、例えば、テレビ会議システムを利用して、中国の長春大学・特殊教育学院とペーパーカーレースを開催するなど、国際交流を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

学生便覧及び『開設授業科目一覧』に、1単位当たりに必要な学修時間及び履修登録の上限設定（年間50単位）について記述し、学生への周知に努めるとともに、各学部における学修についてのガイダンスを行い、履修選択等を指導している。

また、シラバスには「授業の目標及び期待される学習効果」、「授業計画（15週）」、「成績評価の方法」、「教材や参考資料」等の事項を示し、学生が予習、復習等自主的な学習が行えるよう配慮している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

産業技術学部では、開講授業科目数の70.0%を講義、25.1%を演習、残りを実習、実験等に充てている。また、保健科学部では、保健学科で、開講授業科目数の81.8%の講義に加え、14.2%の技術の習得を目的とした実習、臨床実習を行っている。情報システム学科では、講義が70.0%、演習が29.3%となっている。これらの授業形態の組合せ・バランスはそれぞれの学問の特徴に応じた適切なものと考えられる。

産業技術学部及び保健科学部の授業形態において、情報の保障及び障害の補償等の観点から、少人数制を導入していることは、学習指導法として特徴的である。

産業技術学部では、無線LANの整備により、ネットワークを利用した学習を行う比率が飛躍的に高まっている。また、1年次において「情報基礎」、「情報基礎演習」を開設し、学生に対し早期に情報ネットワークを利用できるスキルを身に付けさせるとともに、各教室等に設置された視覚情報システムにより、教材等の電子スライド化、インターネット教材の授業への導入、各種メディアを教育に活用する授業を進めている。

保健学科鍼灸学専攻では、実習科目で、クラスを8～9人程度のグループ2つに分けた少人数指導を行い、臨床実習は、保健科学部附属東西医学統合医療センター及び手技鍼灸実習棟で行うことによって、重度視覚障害学生の移動を緩和している。保健学科理学療法学専攻では、臨床実習で、外部の病院施設に、2年次では、1施設2人、3年次及び4年次では、1施設1人の学生を配属し、当該施設の専門家による指導を受けている。

また、文部科学省教育GP「携帯型端末を用いた弱視学生の資格試験対策」により、携帯型端末の機動性と柔軟性を活かし、e-learningを用いた学習環境を提供している。さらに、文部科学省特別教育研究経費に平成21年度から採択された「視覚に障害を持つ医療系学生のための教育高度化改善事業」によるスキルスラボの開設・運営等が行われ、いくつかの実習・演習等の授業で学生より良い評価を得ている。教養教育系科目の外国語科目においては、LL教室においてリスニング教材及びビデオ教材等を利用した授業を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全学的に記載内容を統一し、授業概要、学習到達目標、授業計画（15週）、教科書・参考

書、成績評価方法、授業外の学習方法（予・復習）等の情報を掲載している。シラバスの作成に当たっては、適切な内容にするため、教員には、必要な各項目について例示を含めた記入要領を配付している。

シラバスは、学生がウェブサイトで閲覧できるようになっているほか、授業の初めにはシラバスを用いたガイダンスを行っている。

シラバスの利用状況や、授業がシラバスに沿つたものであるかなどに関しては、全学の授業評価アンケートの中で検証されている。これによれば、産業技術学部で「シラバスは授業の内容を知る上で参考になりましたか」の問い合わせに対して、「そう思う」、「ややそう思う」の合計が 44.1%と過半数に満たない結果となっている。一方、保健科学部では、「授業計画書に従い、適切なスピードで進められたか」の問い合わせに対して、「強くそう思う」、「ややそう思う」の合計が 71.2%となっている。この結果からみる限りでは、産業技術学部において、シラバスの内容と周知に更なる検討が必要であると考えられる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成されているが、その内容と周知に更なる検討が必要な学部があると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

両学部の教員は、オフィスアワーを設け、学生の個別質問及び相談等に対応している。また、障害者高等教育研究支援センター教員を含めた正・副のクラス担当教員により、出席状況、成績及び生活状況等の情報を交換し、きめ細かな対処が行える体制を整えている。

産業技術学部では、2年次の英語では能力別クラスの授業を行っているとともに、基礎学力不足の学生に対しては、「英語」、「数学」、「物理学」、「解析学」等の科目を設定して非常勤講師による補習授業等を実施している。さらに、学科・専攻単位で学生の学習状況や学習到達度、授業内容に関する情報の交換を継続的に行い、教育指導に役立てている。

保健科学部では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士の国家試験及び I T パスポート試験、情報処理技術者試験の資格試験に必要な専門科目の基礎学力が不足している学生に対する補習を実施しているほか、国家試験や資格試験のための学生による自主勉強グループを教員が支援している。さらに、文部科学省教育 G P に採択された「携帯型端末を用いた弱視学生の資格試験対策」では、学生に対し授業時間外に閲覧可能な D V D 教材を提供している。また、視覚障害者の運動不足を解消するため、運動体力分析クラブを組織するなど、自主的な学習が行えるよう支援している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準、卒業認定基準については学則及び履修規程により定められており、学生便覧で学生に周知を図っている。

成績評価基準については、学則第 27 条でこれを学生に対して明示することを定め、成績の評語を第 32 条に示している。両学部とも、授業担当教員が期末試験及びレポートの成績と受講状況等を総合して判断し、履修規程に基づく試験実施要項に示しているように、A (80 点以上)、B (70~79 点)、C (60~69 点) 及びD (59 点以下) の 4 段階評価を行い、A、B、C を合格としている。これらの成績評価基準は、学生便覧に、学内諸規則として明記し、学生全員に配付することで周知を図っている。また、各授業科目の成績評価方法等は、シラバスに明示されており、オリエンテーション及び初回授業時に、シラバスに記載してある事項に基づき、成績の基準を説明している。

卒業認定基準は、学則第 35 条に示しているほか、履修規程第 2 条別表第 1 で、学科、専攻ごとの卒業所要単位数を明示している。これらの卒業認定基準は、成績評価基準と同様な形で、学生便覧に明記し、学生全員に配付することで周知を図っている。

成績評価は、基準に従って、各授業科目で、筆記試験、口頭試験、実技試験、レポート等の方法で行われている。なお、成績評価を受けるためには、授業に 3 分の 2 以上出席することを必要条件とし、欠席した学生には、期末試験の受験資格がないことが学生便覧に明記されている。

卒業判定は、教授会の議を経て、学長が卒業認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各授業科目における成績評価は、担当教員が責任を持って行い、その結果を各学部長が確認し、成績の確定を行う体制をとっている。また、受講学生が多くないので、必要な学生に対して答案の返却、成績の結果報告を行うとともに、それに関する問合せ等に対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学院は、産業技術学専攻、保健科学専攻の 2 専攻からなる修士課程の技術科学研究科として、平成 22 年 4 月に開設され、現在学年進行中である。

学則第 41 条に定めた大学院の目的に沿って、学則第 42 条には、産業技術学専攻は、「聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、生産の現場において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する」、保健科学専攻は、「視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する」ことを、それぞれ目的とすることが定められている。授与される学位は修士であり、付記される専攻分野の名称は、産業技術学専攻では、工学、デザイン学、保健科学専攻では、鍼灸学、理学療法学、工学である。

これらの目的や授与される学位に照らして、学部の専門分野を基礎に、産業技術学専攻では、情報科学コース、システム工学コース及び総合デザイン学コースの3つの領域に、保健科学専攻では、鍼灸学コース、理学療法学コース及び情報システム学コースの3つの領域に分類した教育プログラムを用意している。授業科目は、基盤科目と専門科目に区分される。

基盤科目は、専攻での共通科目であり1年次に修得する。この内容は、必修である研究テーマの選択や研究の進め方に必要な手法等を学ぶ「産業技術学セミナー」、「保健科学セミナー」のほか、当該大学院の特徴的な科目として、障害補償法に関するいくつかの授業科目からなっている。

専門科目は、すべての専攻、コースで必修である研究テーマに関する研究に関わる特別研究、コースが指定するコース指定選択科目及び、その他の選択科目に分けられる。なお、鍼灸学、理学療法学の両コースにおいては、「解剖学特論」、「臨床医学特論」等の医療系コース共通科目が課せられる。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

聴覚・視覚障害者のための大学院である当該大学院では、各コースに共通した基盤科目として、障害を自らが克服し、持っている能力を成長させ、発揮できる能力を補うため、個々の障害に応じた情報の取得や発信方法を学ぶことができるようになっている。これには、「聴覚障害福祉工学」、「ユニバーサルデザイン特論」、「障害補償機器特論」、「視覚情報処理特論」等の科目があり、これらの科目を通して、在学中の学修と研究並びに高度専門職業人及び研究者としての活動において必要となる障害補償法をも学べるように配慮している。

産業技術学専攻総合デザイン学コースでは、人間の五感の特性を考慮したシステムや人間の行動や創造的活動を支援するシステムを構築でき、産業構造の変化や技術の高度化に的確に対応できる専門技術者を育成することを目指した「感性情報デザイン特論」、「共生ユーザビリティ特論」等の科目を開設している。

保健科学専攻鍼灸学コースでは、修了後の進路に対応し、西洋医学と東洋医学を融合した統合医学を目指す科目として、講義と演習を併せた「総合臨床鍼灸学・演習1A～2E」を開設している。さらに、附属東西医学統合医療センター内の演習を設定し、他の医療従事者との共同作業や実習中の学部学生への助言や施術補助を行う機会を提供している。同専攻理学療法学コースでは、今後重要性が増す地域医療・福祉における理学療法に対応するため、専門職業人を目指す科目として「福祉用具・生活環境支援特論」、「物理療法学特論・演習」、「徒手理学療法学特論・演習」等を開設している。また、同専攻情報システム学コースでは、「情報工学・感覚工学特論」、「情報システム学特別研究1」で、コース全教員からの話題提供により、情報工学の専門分野と視覚障害補償を主とした感覚工学との関連を修得することで、新たな補償工学を創出することを目指している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院の授業は、学部の授業と比べ受講人数が少ないため、教員は学生の修学状況が把握できる。これにより、学生個々の理解の程度に応じた学習方法や予習、復習における課題を示すなどの指導が徹底できる状況にある。

自主学習環境としては、各コースに大学院研究室を整備し、研究を進めるまでの学習環境の充実を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5－5－① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

技術科学研究科の両専攻とも、特別研究と1年次の基盤科目のセミナーを必修としている。

産業技術学専攻では、基盤科目の修了所要単位数を6単位とし、障害補償法に関する講義の修得を必要としている。コース指定選択科目を10科目程度、共通の選択科目7科目を講義として開講し、修了所要単位数14単位からみて適切なバランスである。保健科学専攻では、鍼灸学コース、理学療法学コースで医療系コース共通科目の講義、コース指定選択科目があり、後者の半数が演習である。これはこれらのコースの性格上適切と考えられる。情報システム学コースは、産業技術学専攻とほぼ同じでバランスは適切である。

また、産業技術学専攻では、1年次に「産業技術学特別実習」として、企業や研究所の協力を得てインターンシップを取り入れ、学生が実社会への理解、研究内容と企業活動の関連性の理解を深めることに資している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5－5－② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

産業技術学専攻、保健科学専攻のそれぞれに適した形式で記載内容を統一し、授業概要、学修到達目標、授業計画、成績評価方法等を記載したシラバス（保健科学専攻では授業計画書と呼称）を、すべての授業科目について作成し、ウェブサイトで公開している。

新入生については、オリエンテーションを行い、教育の目標、コースの内容や教育課程のスケジュール、修了要件等について説明し、活用を促している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5－5－③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5－5－④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5－6－① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

研究指導を行うために、研究科長が学生ごとに研究指導教員を定めることを学則に、また、研究指導の主指導及び副指導は、学生が所属する専攻の研究指導担当の専任教員がこれに当たることを大学院研究指導に関する規程において定めている。学位論文の指導については、学生に配付される産業技術学専攻の『教育課程』、保健科学専攻の『開設授業科目一覧』に記載し、適切な計画に基づいて研究指導を行う体制をとっている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5－6－② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

研究指導は主指導教員及び副指導教員による複数指導体制をとっており、それぞれの専攻の目的と特徴に応じた研究テーマの指導を行っている。また、研究テーマの決定は、学生の希望を重視しながら、両指導教員と学生との面談において決定している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5－7－① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、学則第 59 条に、学部の規定を準用することを、また、修了認定基準については、学則第 67 条に、それぞれ定めている。

これらの内容は、学生に配付される産業技術学専攻の『教育課程』、保健科学専攻の『開設授業科目一覧』に記載しており、シラバスに掲載される個々の授業科目の成績評価方法と併せて、学生に周知を図っている。

成績評価及び単位認定は、学則等に従って実施されているが、修了認定については、現在、学年進行中であるため、評価することができない。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定は適切に実施されていると判断するが、修了認定については、現在、学年進行中であるため、評価することができない。

5－7－② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る評価基準については、専攻ごとに実施する修士論文に係るガイドラインにおいて、学生に周知を図っている。なお、学位論文に係る評価基準は、専攻ごとに策定されている。

学位論文審査体制については、技術科学研究科論文審査に関する細則に、学位論文の提出、受理、審査の付託、審査委員会に係わる事項、学位論文の審査と最終試験、判定案の報告、合否の議決、学長への報告等について明確に定めており、審査体制は整備されている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5－7－③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各授業科目における成績評価は、担当教員が責任を持って行い、その結果を各専攻長が確認し、成績の

確定を行う体制をとっている。また、受講学生が多くないので、必要な学生に対して答案の返却、成績の結果報告を行うとともに、それに関する問合せ等に対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育系科目に、当該大学の特性に鑑み、学生が社会にスムーズに適応するために開設された特徴的な科目群である障害関係教育科目がある。
- 大学院では、各コースに共通した基盤科目の中に、障害補償法関係の科目群があり、個々の障害に応じた情報の取得や発信方法を学ぶとともに、在学中の学修と研究並びに高度専門職業人及び研究者としての活動において必要となる障害補償法をも学べるように配慮している。
- 文部科学省教育GPにおいて、平成20年度に「携帯型端末を用いた弱視学生の資格試験対策」が採択され、携帯型端末の機動性と柔軟性を生かし、e-learningを用いた学習環境を提供している。
- 文部科学省学生支援GPにおいて、平成19年度に「視・聴覚障害学生の専門性を高める学習支援」が採択され、その成果は、教育課程の編成等に反映されている。
- 文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」において、平成22年度に「障害学生のエンパワーメントとキャリア発達」が採択され、社会的・職業的自立に向けた指導等を行うため、キャリア発達支援学長特命プロジェクト委員会が設置されている。
- 文部科学省特別教育研究経費において、平成21年度に「視覚に障害を持つ医療系学生のための教育高度化改善事業」が採択され、これによるスキルスラボの開設・運営等が行われ、いくつかの実習・演習等の授業で学生より良い評価を得ている。

【改善を要する点】

- 産業技術学部において、シラバスの内容と周知に更なる検討が必要であると考えられる。

基準6 教育の成果

6－1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6－1－① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育の達成状況の検証は、教務委員会を中心に行っている。学生の授業に関するアンケートを産業技術学部では教育活動に関する点検評価委員会が、保健科学部では学部教務委員会が実施し、これを基に各学部の各学科・コース（専攻）会議と学部教務委員会で、学力達成状況の検証・評価を実施している。

さらに、教養教育系科目の成績に関しては、学部教員と障害者高等教育研究支援センター教員とが合同で検討する成績報告会を学期ごとに設け、その達成状況を検証している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6－1－② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

産業技術学部では、2年次以降の専門教育の充実を図るため、1年次の専門基礎科目の修得状況により2年次への進級制限を設けている。また、4年次の特別研究の着手に関しても、3年次までの単位の修得状況により、同様な措置を行っているが、産業技術学部での学生数に対する留年率は平成23年4月で8.7%である。保健科学部でも同様の進級制限を設けており、留年率は17.9%である。なお、入学後4年間（5年間）で卒業できた学生の割合は、平成22年度卒業生で、それぞれ、70.6%（8.0%）、61.9%（13.5%）である。

保健科学部保健学科では、卒業生のほぼ全員が国家試験を受験しており、その受験者に対する合格者率は、平成22年度で、あん摩マッサージ指圧師100%、はり師88.2%、きゅう師88.2%、理学療法士50.0%で、理学療法士を除いては全国平均合格率より高い。なお、理学療法士については、試験が晴眼者主体であるために、視覚障害者にとっては難しい状況があると思われる。鍼灸学専攻では、卒業論文に代えて臨床実習で担当した患者に関する臨床症例報告研究と特別研究の選択を可能にしているが、卒業論文のための特別研究のテーマは、全体的に適切な内容と考えられる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6－1－③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

両学部では、学生の授業評価アンケートを実施している。アンケートでは、各授業に対して設定された、いくつかの質問項目に対して、5段階の評価で回答させている。この回答結果から、産業技術学部では全授業、各学科の平均値や度数分布を、保健科学部では学部全体と各学科専門科目の集計結果を算出し、報

告書等で公表している。

これによると、授業がよい授業であったか、あるいは、有意義であったかとの問い合わせに対して、「そう思う」、「ややそう思う」を併せた割合は、1学期及び2学期の平均値として、産業技術学部で59.6%、保健科学部で68.0%であった。また、授業によってこの分野の関心が深まったかとの問い合わせに対しては、それぞれの学部で、57.5%、62.0%であった。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

産業技術学部では、大学院へは3人が進学している。また、就職希望者に対する就職率は97.1%と高く、その多くが、大学で学んだ専門分野に関連した企業等へ就職している。

保健科学部では、研修生も含めて、大学院等へ9人が進学している。就職希望者に対する就職率は89.5%と高く、各専攻、学科の専門に関連した分野に就職している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成22年度に文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「障害学生のエンパワーメントとキャリア発達」の一環として実施された、「卒業生調査における報告書」による卒業生の生の声から判断すると、障害補償・障害理解は卒業生の就職先によって差があるものの、社会的・職業的自立に向けた卒業生各人の努力の内容に、当該大学の教育の成果や効果が上がっていることが見て取れる。このことは、大学職員による就職先関係者からの意見聴取によっても知ることができる。

これらのことから、卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 就職希望者に対する就職率が高く、その多くが各学科・専攻等の専門に関連した分野に就職している。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に、各学部で、新入生オリエンテーションを実施している。また、必修の教養教育科目として、1年次に開講している「フレッシュマンセミナー」の初めの部分をガイダンスに当てている。これらのオリエンテーション及び「フレッシュマンセミナー」において、教育課程の全体構成（開設授業科目、授業期間と授業時間、単位数、履修年次、科目番号、必修科目と選択科目等）、履修方法（履修申請、履修申請単位数の上限、授業、期末試験、成績評価基準、単位認定、卒業認定等）、国家試験等の受験資格の取得等について、学生便覧や開設授業科目一覧等の資料を使って説明し、新入生が支障なく受講科目の登録ができるようにしている。また、正・副クラス担当教員が個別に履修に関するアドバイス等を行っている。

産業技術学部では、コース選択に当たって、1年次の最後に学科別にコース説明会を実施しているほか、学科内に複数のクラスを設け、クラス担当教員が学生の学修、生活等に係わる指導助言ができる体制にある。

大学院においても、学部と同様に、新入学生に対してオリエンテーションを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

障害者高等教育研究支援センターを中心に、個々の学生の障害の程度や残存能力等を把握するための調査を行い、クラス担当教員等に連絡することにより、障害の状況を的確に把握し指導に活かせるよう努めている。

また、授業担当教員がオフィスアワーを設定して授業内容に関する質問等に応じているほか、クラス担当教員等が各種の学習相談等を受け、助言、指導等の幅広い対応を行っている。

さらに、聴覚障害教育や視覚障害教育に係わる教員が配置されているため、障害に起因する学習等の課題に対して、個別に支援、指導を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学は、聴覚・視覚障害者のための大学であるため、聴覚障害学生に対しては、新任教員・非常勤講師等が担当する講義を中心に、リアルタイム字幕提示システム、遠隔パソコン要約筆記システムを用いて情報保障を実施している。また、視覚障害学生には、教材のデジタル化、点字教材、パソコン画面の音声化等を行うなど、障害のある学生への学習支援は様々な形で工夫している。

産業技術学部では、留学生に対して学習内容の理解度を把握した上で、補講を実施している。特に日本語に関しては、外部講師による「日本語補講」(週1回程度2コマ)を行っている。また、学習・生活面を支援するため、チューターを配置している。

保健科学部では、入学後2年間、学生チューターによる支援を行っている。

大学院においても、学部と同様の学生支援が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

指導教員の許可を得て、授業が行われていない時間帯の教室を自習室として利用できるほか、図書館の夜間開館、研究個室及びセミナー室の使用並びに各学科のコンピュータ室の時間外利用を認めるなど、自主学習環境を整備している。

学内に有線LAN、無線LANが整備されており、学内ネットワークを利用した学習が可能である。学生寄宿舎にも有線LAN、無線LANが整備されており、学生の約80%が入居する学生寄宿舎の学生には、これを利用した、自発的な学習を支える環境が整備されている。

天久保キャンパスでは、附属図書館に研究個室及びセミナー室が設置されている。

春日キャンパスでは、附属図書館ゼミコーナー、共同学習室、共用棟自習室等にコンピューターを増設し、学生が24時間利用可能な、障害に配慮した自主学習環境を整備し、国語、英語、医学の電子辞書等を置き、国家試験の勉強、レポート作成、自習等に供している。コンピューターが設置されている共通実習室や情報システム学科の実習室等は授業時間外の開放を行っている。

大学院では、学部同様の図書館の夜間開放、各学科のコンピュータ室の時間外利用を促進するなど、自主学習環境の提供のほか、コースごとに大学院研究室を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル活動は、主に授業終了後、休日及び休業期間中に行われており、教室及び体育館等の施設が利用できる。

各サークルは、年度ごとの設立・更新願により、大学が正式に承認し、顧問教員が指導・助言を行っている。また、サークル活動における消耗品等の購入費の支援、学園祭等への消耗品等の補助、学外活動の安全性を確保するため、顧問教員が引率するなどの支援も行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

当該大学の特性である少人数教育は、生活支援等にも活かされている。クラス担当教員による、学生全員への面談を適宜実施するとともに、学生のニーズや健康状態等を把握できる体制をとっている。

進路相談については、学科・専攻ごとに就職担当教員を配置して個別・集団指導に当たるとともに、就職委員会及びキャリア発達支援学長特命プロジェクト委員会を中心に、就職ガイダンスや講演会を開催し、社会の動向を見据えて、学生の就職活動を多方面から支援するなど、社会的・職業的自立を培う取組を行っている。さらに、産業技術学部では、卒業生の就職支援を行う経験と熱意を持った退職教員等による「就職支援員」制度を設け、職場適応相談等を行い、卒業生と企業の両者に継続した意見聴取ができる体制も整えている。

保健管理センターにおいては、定期健康診断の実施及び健康指導のほか、講演会や説明会の開催、抗体検査や予防ワクチン接種を実施するとともに、近隣の総合病院との連携、学科長、クラス担当教員と保護者との情報交換等の対応を行っている。また、非常勤の眼科医、耳鼻科医、カウンセラーによる相談・助言体制を整備している。

「人権侵害問題等の防止のために筑波技術大学学生が認識すべき事項について」と題する学長の通知を通じて、人権侵害問題等について学生に周知を図るとともに、毎年、年度当初に、学生に係る人権問題等に対応するため、保健管理センター長、寄宿舎主任、各学科・専攻及び障害者高等教育支援センターの教員、看護師で構成する苦情相談窓口相談員を学生に周知し、各種ハラスメントに対応できる体制をつくっている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

聽覚障害及び視覚障害に対する支援については、大学の特性を活かした対応がとられている。

聽覚障害学生には、視覚情報として様々な情報を提供しているだけでなく、聴覚管理の相談、補聴器活用の支援及び手話・コミュニケーション指導等も行っている。また、重複障害に対する支援を必要とする学生については、入学前から聞き取り調査を行い必要な支援や手配を行っている。なお、平成22年6月に、関係教員、保健管理センター看護師、精神科医師、非常勤のカウンセラーをメンバーとして、重複障害学生等に対する「特別支援検討委員会」を設置し、クラス担当教員から個々の学生の障害の状況等の確認を行った。その後、委員会の名称を「学生に対する特別支援委員会」に改め、活動を開始している。

視覚障害学生には、点字、拡大文字や白黒反転可能なディスプレイにより情報提供を行うとともに、音声による情報の提供も行っている。入学時のオリエンテーションには、環境適応指導（ファミリアリゼーション）を行い、また、視力低下が進行している学生に対しては、点字指導、歩行訓練、個々の視覚障害特性に合わせた補償機器の選択の指導等を行っている。学内の設備は、誘導ブロック、誘導チャイム、点字サイン、光る点字ブロック、弱視者用照明等を順次整備している。また、バリアフリー委員会では、障害に特化した専門的事項について検討を行っている。さらに、視覚障害以外の疾患がある重複障害学生については、保健管理センターが中心となり、障害に応じた様々な支援を行っている。

留学生支援については、留学生センター設置準備室において、障害のある外国人留学生に対し、チューターや日本語補講等の支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

経済面の援助としては、授業料の免除、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金貸与があり、大学説明会、新入生オリエンテーション及び掲示等で説明・情報提供を行っている。

授業料免除制度は、経済的理由による授業料免除、成績優秀者及び学長表彰者に対する授業料免除を設けている。

経済的理由による授業料免除では、毎年前期（4月）と後期（10月）にそれぞれ免除を実施しており、平成22年度は前期43人、後期33人に全額を免除し、前期49人、後期65人に半額を免除している。

成績優秀者に対する授業料免除では、前年度の成績が特に優秀な者に対して、全額の授業料を免除していたが、大学院については平成22年度入学生から、学部については平成23年度入学生から、成績優秀な者を把握するため、当該学期の直前学期の成績に基づき、半期ごとに授業料の半額を免除する制度に改正している。

学長表彰による授業料免除では、平成22年度前期に1人について全額を免除している。

各種奨学金の案内は、先方からの案内通知文を掲示するだけでなく、視覚障害学生に対し、拡大文字版及び点字版等、必要に応じて学生にわかりやすい掲示内容とするなどの工夫をし、周知に努めている。平成22年度は93人が日本学生支援機構奨学金の貸与を、12人が地方公共団体や民間団体等から奨学金の給付又は貸与を受けている。

学生寄宿舎は、天久保、春日の両キャンパスにあり、在学生の約80%が入寮している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準8 施設・設備

8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

天久保地区、春日地区と2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は天久保地区が 22,762 m²、春日地区が 24,259 m²、運動場用地 20,430 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 11,992 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されており、大学の教育研究に必要とされる運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室等の施設を整備している。

大学の設置目的にふさわしく、その機能を十分発揮するとともに、活動が円滑に行えるキャンパスとするために、キャンパス整備計画書において、

- ・ 安全性の十分な確保
- ・ 開放的で明るい雰囲気
- ・ バリアフリー環境の確保
- ・ コミュニケーションの重視

を施設整備のコンセプトとし、この4つの要素に沿った教育研究環境の整備を目指している。

施設・設備のバリアフリー化については、我が国唯一の聴覚障害者及び視覚障害者のための大学として、それぞれの障害に対応できる施設・設備の整備を図り、聴覚・視覚障害者への情報保障環境の整備に努めている。

聴覚障害学生に対しては、視覚による非常警報機や学内CATVシステム、来訪者・外部コミュニケーションシステム等の視覚による情報伝達等を基本とする情報障害を補償した施設・設備の整備、視覚障害学生に対しては、弱視者のために採光等の配慮、つまずき防止のため床は滑りにくく凹凸のないもの、衝突に備えて壁面・柱のコーナーの隅切り、点字ブロックによる表示、音声誘導案内システム等の聴覚による情報伝達を基本とする情報障害を補償した施設・設備の整備等を行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

全学共用計算機及び学内ネットワークシステムの管理運用は情報処理通信センターの業務であり、情報処理及び通信に係わる基本構想は同センター運営委員会で策定されている。

学内LAN設備は、平成21年度に全学的に一括更新を行い、主要幹線において、通信容量の拡大と冗長性を向上させるとともに接続ポート数の不足も解消している。また、安全性の確立のために、全学統一ネッ

トワーク認証システムを導入している。これにより、機動性を確立するための一環として、無線LANアクセスポイントの全学的設置を図り、平成21年度には最新規格の802.11nへの更新を行い、利便性を向上させている。

対外接続機器については、SINET4に対応させるために、平成21年度に1Gbps対応の機器に更新し、この更新機器を有効利用するために、平成22年4月より対外接続を1Gbpsに高速化し、平成23年3月末にSINET4への切り替えを行っている。これにより、天久保地区と春日地区が各々直接SINET4データセンターと通信を行う形式となり、災害時等の安定性が向上している。

教育用パソコンは、コンピュータ室に32台設置しているほか、実験室、演習室、一部の講義室等にそれぞれ8~26台を設置している。また、学生全員に電子メールアカウントを発行し、電子メールによるレポートの提出を可能としているとともに、聴覚障害者には携帯電話の活用により、学生が自習できるシステムを整備している。

そのほか、聴覚障害学生は、学内広報用としての学内CATVシステムを用い、授業時間の変更等の様々な情報を学内の74か所に設置してあるテレビ端末で知ることができる。また、視覚障害学生には、各教室に設置しているパソコンに、画面拡大ソフト、画面読み上げソフトがインストールされているほか、点字ディスプレイ、点図ディスプレイ、拡大読書器等を整備し、障害を補償している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設・設備については、例えば、大学会館規程、学生寄宿舎規程、課外活動のための施設使用心得等、それぞれの運用方針や利用規則を明確に定めている。

これらの周知に当たって、学生については学生便覧に記載し、新入生ガイダンス等で説明しており、教職員については、学内専用ウェブサイトの「筑波技術大学大学規則集」で周知を図るとともに、変更があった場合には、学内電子掲示板「グループウェア」で変更した旨通知し、周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、天久保キャンパスの聴覚障害系図書館、春日キャンパスの視覚障害系図書館の2館により構成されている。座席数はそれぞれ35席、49席である。

開館時間は、両館とも、通常、月曜から金曜までは8時50分から20時30分までである。

平成23年3月31日現在、図書75,000冊、雑誌約990種を所蔵している。蔵書数は十分とはいえないが、聴覚障害者及び視覚障害者のための大学という観点から、聴覚障害系図書館では、字幕入りビデオテープ、障害者教育、障害者福祉、手話等の資料を、視覚障害系図書館では、点字図書、拡大文字図書、音声資料（主にDAISY資料）を積極的に収集している。

図書資料購入に関しては、図書館職員の選書担当員が幅広い分野から学生の学習・教養に必要な資料を選書しているほか、図書館委員会委員を通じて各専門の教員に図書を選定してもらうことで、学生の教育・教育課程に沿った資料の充実を図っている。また、平成21年度には電子ブック、平成22年度には電子ジャーナルパッケージを導入するなど、電子的資料の整備も行っている。

当該大学の研究者が発表した論文等の研究成果をサーバー上で公開する機関リポジトリは、平成 21 年 8 月から本格的な運用を開始している。ここでは、すべての論文に読み上げソフト用の透明テキスト（文字情報）を付与するなど、視覚障害者に配慮したコンテンツを作成、公開している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、おおむね有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学籍、開設授業、履修科目、成績等をはじめとする教育活動に関するデータや資料は、法人文書管理規程に基づき、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課において、教務システムを用いて、収集し、蓄積している。

のことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学期末ごとに学生による授業評価をアンケート形式で行っており、集計結果は、担当教員にフィードバックするとともに、教育活動に関する点検評価委員会において分析し、教員会議で報告して、シラバスの記載内容を充実させるなど、授業改善の資料として活用している。産業技術学部では、この分析結果を学内専用ウェブサイトに掲載している。また、教員相互の授業参観を実施し、授業内容や進め方等の意見を教育の質の向上や改善に向けた資料としている。

このほかに、新任教員の初年度の授業や非常勤講師の授業に情報保障を施す必要があるとの提案を受け、要約筆記による字幕提示を実施し、教育の効果を上げている。また、基礎学力が低い学生に補習を実施する必要があるとの提案を受け、非常勤講師を採用し、基礎学力の底上げを行い専門教育につなげている。

のことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

産業技術学部では、在学者の保護者からなる聴覚障害学生を支援する親の会との懇談会を年1回設け、授業参観後、教育や学生生活等に関して教員と意見交換会を行っており、保護者の意見は教員会議で報告されている。さらに、各地で行われる大学説明会等で聴覚特別支援学校教員や保護者の意見を聴取している。また、就職先関係者との意見交換を、毎年行われる企業向け大学説明会で行っているほか、卒業生の就職先企業を訪問して大学への要望等の意見を収集している。これらの学外者の意見は、教育課程を考える上で活かしている。

保健科学部では、教育や学生生活等に関して、視覚特別支援学校の教職員の意見を聞いて、教育の質の向上や改善に努めている。さらに、就職先関係者との話し合いで要望や意見を収集し、その要望等を必要

に応じ、教育内容や教育課程編成に活かしている。当該大学を訪問できない視覚特別支援学校の教職員や保護者等に対しては、各地で行われる大学説明会において直接意見を聞き、その意見を必要に応じ、教育への取組や改善に活かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートの分析結果を、各教員にフィードバックし、教育に関する教授法、指導法の改善・向上に活かしている。

産業技術学部では教員個別に担当科目の授業評価アンケート結果を送付し、それに対する意見・感想、教育効果を高める工夫等について所定の様式に基づいて報告を求め、学内ウェブサイトにおいて、公表している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学の前身である筑波技術短期大学の時から行ってきたファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を、各部局において発展的に継続し、義務化するために、平成19年度からFD・SD企画室を設置している。ここでFD講演会を企画し、おおむね年3回実施している。講演会終了後は、必要に応じ授業等のため欠席した教員に、講演会資料の配付又は記録DVDの貸出を行っている。

各部局においては、学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観等の結果を、教員にフィードバックし授業改善に役立てるとともに、FD・SD企画室において検証している。

また、FD・SD企画室が中心となり作成した『筑波技術大学FD・SDハンドブック－聴覚・視覚障害者の修学のために－』を全教職員に配付している。さらに、開学以来蓄積してきた障害者のための新しい教育方法の開発等の当該大学独自の知見を継承・革新・共有することを念頭に、新規採用教員に対する研修等を実施し、教員の教育能力の向上を図っている。

そのほか、東日本地域の大学等が連携するFDネットワーク“つばさ”に加盟し、FD協議会等に室員を出席させるとともに、他大学のFD活動関連のシンポジウム及びFD研修会等に積極的に参加させ、FD活動の在り方を常に点検している。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

聴覚・視覚障害者のための大学という特殊性を踏まえ、障害のある教員や学生に対する情報保障の観点から、事務系職員、技術職員及び新任教員に対して、手話実技研修及び点字実技研修を実施している。

産業技術学部では、パソコンによる要約筆記入力者の育成のため、月2回の講習会を開催し、教員も参

加して入力技術の向上を図っている。また、茨城県聴覚障害者協会と連携し、手話通訳者養成講座を開催し、当該大学教員も、講習会の運営に参画し、あるいは講師として参加している。

保健科学部では、点訳ボランティアグループ6団体の参加を得て、「情報・理数点訳ネットワーク」を構築し、各グループに対し情報・理数点訳に関する講習会を実施している。また、当該大学の朗読後援会会員を対象とする「朗読ボランティアのための朗読技術向上」を目的とした講習会を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観等の結果を、教員にフィードバックし授業改善に役立てるとともに、FD・SD企画室において検証している。
- FD・SD企画室が中心となり作成した『筑波技術大学FD・SDハンドブック－聴覚・視覚障害者の修学のために－』を全教職員に配付し、教育能力の向上を図っている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 22 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 12,166,172 千円、流動資産 646,471 千円であり、資産合計 12,812,643 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 1,038,258 千円、流動負債 629,954 千円であり、負債合計 1,668,213 千円である。これらの負債は、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものであり、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属診療所収入、外部資金等で構成している。

平成 18 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属診療所収入は安定して確保している。

また、产学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22~27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定し、当該大学のウェブサイトで公表している。

また、これらの収支計画を踏まえて、経営協議会等の説明資料を学内ウェブサイトに掲載することで、教職員に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成22年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用2,978,198千円、経常収益3,067,836千円、経常利益89,637千円、当期総利益は91,994千円であり、貸借対照表における利益剰余金126,582千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定している。

さらに、各年度において、短期大学から4年制大学への移行、大学院の設置に伴う教育研究環境の充実に対して重点的に予算を配分するとともに、外部資金受入促進のための「競争的教育研究経費」予算の確保、学長裁量経費の予算を確保し、教育・研究に対する予算配分を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、「設備マスター・プラン」を策定し、設備充実のための経費配分が行われるとともに、各年度の予算は、各部局からの要求に基づき、施設環境防災委員会において緊急性・必要性等を勘案し、予算配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を官報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監査計画書を作成し、当該監査計画書に基づいて監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が監査室規程及び内部監査要項に基づき、内部監査年次計画書を作成し、当該計画書に基づいて実施している。

また、監事は、会計監査人からの監査の方法とその結果について報告及び説明を受けた上で会計監査人監査の正確性について判断している。このほか、監査室長は、内部監査要項に基づき、監事及び会計監査人と連携又は調整し、監査効率の向上を図るように努めている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織としては、組織及び管理運営に関する規則に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、大学運営に関する重要事項を審議している。また、大学改革、監査、評価等に関する事項を専門的に担当する室として、企画・戦略室、監査室、評価室、F D ・ S D企画室、広報室、理療科教員養成課程設置準備室、留学生センター設置準備室、教育研究環境整備室を置いている。

事務組織は、事務組織規程に基づき、事務局長の下に、総務課、財務課、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課の4課を置いている。総務課に13人、財務課に12人、聴覚障害系支援課に19人、視覚障害系支援課に19人と必要な職員を配置している。また、各室及び各種委員会等には、事務職員を委員として参画させ、教員と事務職員の一体的な管理運営を推進している。

危機管理等に係る体制については、危機管理規則を制定し、全学的な体制を強化するとともに、危機管理対応マニュアルを整備している。

さらに、研究活動の不正を防止するため、研究活動の不正行為防止等に関する規則を制定し、研究不正防止委員会及び研究不正の通報等を行う窓口を設置しているほか、公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、科学研究費補助金等の研究費に係る不正使用を防止するため、公的研究費等の運営・管理に関する規則等を制定し、責任者、管理体制等を明確にするとともに、不正使用の通報窓口を設置している。

また、情報システムへの不正アクセス等に対応するため、情報システム運用基本方針及び情報システム運用基本規程を制定し、さらに、情報セキュリティ監査の基準を明確にするため、情報セキュリティ監査規程等を制定している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

法人の経営及び大学の教育研究に関する重要事項について、学長からの提案の検討及び各部局間の連絡調整や協議を行うため、学長を議長とする部局長会議を設置している。部局長会議の構成員は、学長のほか、理事・事務局長、副学長、産業技術学部長、保健科学部長及び障害者高等教育研究支援センター長で

ある。このほか、全学的な教育研究等に関する政策及び諸課題についての調整を行うため、学長を議長として、部局長会議の構成員に加えて全学委員会委員長等で構成される政策調整会議を設置している。

また、学長は自らの見解を各学部の教員会議で直接説明するなど、効果的な意思決定に努めている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターの各組織の教員を構成員とする教員会議を設置している。この会議は、各部局教員の情報共有の場になっているとともに、学部等の管理運営の意思が反映されている。

事務職員のニーズを把握する場としては、事務局長の下に、事務改善合理化委員会及び事務局連絡会を置き、事務の改善及び合理化・効率化に向けた取組並びに大学の管理運営及び教育研究に係る諸規則等の検討を行っている。

学生のニーズについては、授業アンケートやオフィスアワー等の学生対応を通じて、また、卒業生を対象とした職場適応相談等を通じて把握し、必要に応じ、学部の運営に反映している。

また、より良い教育課程を構築するために、平成20年度に在学生アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、平成23年度より産業情報学科では2つの専攻ごとに学生募集を行い、それとともに、カリキュラムも改訂している。

学外関係者のニーズについては、学外委員が出席する経営協議会及び障害者高等教育研究支援センター運営協議会において把握し、管理運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法第10条の規定に基づき、文部科学大臣から任命された監事（非常勤）2人を配置している。

監事は、毎年度、監事監査計画書を作成の上、学長に提出し、その計画に基づき管理運営等の監査を行っている。

法人の業務運営の実情に即し、業務執行が合理的・効率的に行われているかを把握するため、監事が役員会及び経営協議会に出席するとともに、監査計画書に基づき定期的に監査を行っている。なお、監事が実施する業務を補佐する組織として監査室が置かれている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

聴覚・視覚障害者のための大学という特殊性を踏まえ、障害のある教員や学生に対する情報保障の観点から、大学主催の手話実技研修及び点字実技研修等に加え、国立大学協会や近隣の国立大学法人の実施する階層別研修等へ事務職員を積極的に参加させている。役員は、国立大学協会が主催する大学経営に関する

るマネジメントセミナー等に参加している。また、FD・SD企画室を中心に、事務系職員のスキルアップを図るSD研修を定期的に実施している。

さらに、教員の教育能力と事務系職員の業務遂行能力を一層向上させることを目的とした『筑波技術大学FD・SDハンドブック－聴覚・視覚障害学生の修学のために－』を作成の上、全教職員に配付し、資質向上に役立てている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

組織及び管理運営に関する規則で、管理運営に関する方針を定めている。構成員の責務と権限については、この規則のほか、この規則に基づく事務組織規程等で、また、職員の採用に関することを含め、職員の就業に必要な事項は職員就業規則で文書として示している。

学長の選考については学長選考規則、同実施細則、学長の任期に関する規則で、理事の選考については理事選考規程で、経営協議会委員については経営協議会規程で、副学長の選考については副学長選考規程で、選考手続等をそれぞれ定めている。

また、管理運営及び教育研究に関する事項に関し、専門的に審議させるため、全学的な各種委員会の審議事項、委員構成及び任期等を規定化している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学ウェブサイトに、業務運営及び教育研究に関する情報として中期目標・中期計画、年度計画、業務実績報告書及び職員の給与・退職手当の支給基準等を掲載しているとともに、学生の受入状況や外部資金の獲得状況等の推移を「筑波技術大学基本データ集」として整理し、役員や教職員が活用できるようグループウェアで提供している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われております、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

中期目標・中期計画に係る国立大学法人評価委員会の年度評価のために、大学情報データベース及び筑波技術大学基本データ集に基づき自己点検・評価を実施し、年度評価に係る業務実績報告書を評価室において作成している。国立大学法人評価委員会の評価結果は、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で報告の上、ウェブサイトで公表している。

また、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める観点を取り入れ、自己評価書を作成し、教育研究

評議会、経営協議会及び役員会で審議の上、当該自己評価書をウェブサイトで公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

中期目標・中期計画に基づく年度評価に係る業務実績報告書は、国立大学法人評価委員会において評価され、その結果をウェブサイトで公表している。

のことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

教育、研究及び業務運営の達成状況については、国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえ、人事評価システム、他の障害者教育機関との教員の人事交流に関する事等、指摘された課題を、教育研究評議会、経営協議会及び役員会に報告するとともに、改善が必要なものについて、対応組織において検討し、改善に向けて取り組んでいる。また、年度計画の進捗管理については、評価室が各部局等の上半期の達成状況を確認し、未実施の計画については、当該年度の確実な実施を各部局等に促している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

教育研究活動の状況や学内諸活動の情報は、ウェブサイトにおいて「教育情報の公表」、「ニュース」、「お知らせ・イベント情報」、「学生・教職員の活動報告」として社会に対して積極的に発信している。また、大学概要及び『筑波技術大学ニュース』については、ウェブサイトにおいて情報を発信するとともに、全国の高等教育機関及び特別支援学校等の機関に配布し、情報を発信している。

なお、研究活動の成果を取りまとめた『筑波技術大学テクノレポート』については、附属図書館の「筑波技術大学機関リポジトリ」で公表している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 筑波技術大学

(2) 所在地 茨城県つくば市

(3) 学部等の構成

学部：産業技術学部、保健科学部

研究科：技術科学研究科

関連施設：障害者高等教育研究支援センター、
保健管理センター、附属図書館、
情報処理通信センター、保健科学部
附属東西医学統合医療センター、実習
工場

(4) 学生数及び教員数（平成23年5月1日現在）

学生数：学部 371人、大学院 13人

専任教員数：111人

助手数：該当なし

2 特徴

本学の前身である「筑波技術短期大学」は、昭和 62 年 10 月、聴覚・視覚障害者のみを対象とする我が国初の高等教育機関（3年制短期大学）として設置され、平成 2 年度から聴覚障害関係学科、平成 3 年度から視覚障害関係学科の学生を受け入れてきた。

教育の専門分野は、聴覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（デザイン、機械）及び将来有望であると考えられる職業分野（建築、電子情報）を、視覚障害者についても、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（鍼灸、理学療法）及び将来有望であると考えられる職業分野（情報処理）を選んで編成された。

平成 16 年 4 月の国立大学法人化後、平成 17 年 10 月には筑波技術短期大学が改組転換され、新たに 4 年制「国立大学法人筑波技術大学」が設置された。さらに、平成 22 年 4 月には 4 年制大学としての第 1 期生の卒業に合わせて、聴覚・視覚障害者のみを対象とする大学院としては世界で初めての技術科学研究科（修士課程）が設置され、学生の受け入れを開始している。

本学は、聴覚・視覚障害者のみを対象とする高等教育機関として「職業技術に関する教育研究を行い、幅広い教養と専門的な技術とを有する専門職業人を育成し、両障害者の社会自立を促進することにより、社会福祉の一層の前進を図ること」及び「最新の科学技術を応用して、障害の特性に即した教育方法を開発し、障害者教育全般の向上に貢献すること」を目的としている。

開学以来、「目や耳からの情報の取得に制限のある学生がバリアのない教育環境で思う存分勉強し、持っている能力を開花させ、より良い社会自立をしてほしい」という教職員、そして多くの人々の願いの中で、障害補償システムや教育方法の開発・研究、そして教職員の資質向上等により、両障害者が大学教育の内容を確実に履修できる環境、豊かな学生生活を送ることができる環境を整備し、卒業後、専門職業人として社会参画・貢献できる人材の養成に成果を上げるなど、全国の障害者教育の推進に先導的かつ中核的役割を果たしている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の目的

筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者を対象とする高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。

2. 学部の目的

(1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。

(2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。

3. 大学院の目的

筑波技術大学大学院は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。

4. 研究科専攻の目的

(1) 産業技術学専攻

聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、生産の現場において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。

(2) 保健科学専攻

視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。

5. 第二期中期目標期間における目標

(1) 教育に関する目標

① 教育内容及び教育の成果等に関する目標

アドミッション・ポリシーに基づいて、学生の受入れを推進する。また、本学の特性を踏まえ、体系的な授業内容を提供、授業内容や特性に合致した授業形態、指導法等を行うとともに、成績評価基準を明確にし、学生の質保証に努める。

聴覚・視覚障害を補償した教育を通じて、生涯にわたって学修するための基本的素養を身につけさせるとともに、技術の高度化、専門化などに基づく社会的ニーズに柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成し、各専門分野において聴覚・視覚障害者のリーダーとして社会に参画・貢献できる専門職業人を養成する。

社会の多様な教育への需要に応えることにより、より高度で質の高い就労を支援する。

② 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標

社会のニーズに応える専門的知識・技術を高め、自ら研究・応用が行える能力を育成し、リーダーとしての役割が果たせ、社会に対応できる高度専門技術者・医療人及び研究者の養成を目指す。

③ 教育の実施体制等に関する目標

教育目的・目標の実現を図るために、授業内容や方法の改善に必要な教育体制及び教育支援体制を整えるとともに、教職員を対象とした組織的な研修を推進する。また、研修や授業評価の結果を教育の質の向上及び改善の取組に効果的に結びつける方策を実施する。

さらに、聴覚・視覚障害者の教育に関する全国共同利用型の中核機関を目指し、必要な取組を行う。

④ 学生への支援に関する目標

学修・生活・進路等に関する相談・助言の体制の充実を図るとともに、学生の生活全般に対する教員の指導力を高め、社会の変化に対応できる体制を整えることにより、障害にかかるニーズに配慮しながら、学生への支援を個別的、効果的に実施する。また、留学生及び社会人入学者に対して個別対応ができる学修支援環境の実現を図り、学修の質の向上を推進する。

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

本学の特色である障害者の高等教育、支援技術に関する研究を国際的水準で展開し、その研究成果を本学学生や留学生の教育に活用するとともに、他の教育機関等に積極的に公開するなどにより、障害者の福祉向上や高齢者の生活支援のために活用する。

また、学部や大学院等の教育の内容に関わる産業技術・保健科学の専門分野の研究を推進する。

② 研究実施体制等に関する目標

本学の特色を踏まえた重点研究プロジェクトを設定し、人材、資金、施設などを重点配分する。また、知的財産の創出、取得、管理及び活用について、必要な取組を行う。

特に、聴覚・視覚障害者教育の研究に資するため、教育方法の改善及び機器の開発、さらに、手話・点字を含めた情報保障などの研究を推進するとともに、障害者教育の研究に関する全国共同利用型の中核機関を目指し、必要な取組を行う。

また、教員の個人評価を行い、結果を研究費の配分や人事制度に反映させる。

(3) その他の目標

① 社会との連携や社会貢献に関する目標

他大学や特別支援学校等、障害者関係組織及び地域社会と連携し、聴覚・視覚障害者に係る教育支援を行うとともに、障害補償に関する機器や学修資料等の研究開発を促進し、その成果を公表することにより教育支援に役立てる。

② 国際化に関する目標

聴覚・視覚障害者の教育とその研究に関して、諸外国の教育機関や障害者関連組織との連携及び海外の学生・研究者との交流を促進することにより、国際交流・国際貢献を推進し、その中核としての役割を果たす。

③ 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標

東西医学統合医療機関として特徴ある診療・施術及び教育研究を通して、地域医療の向上に貢献するとともに、効率的な経営を行う。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、国立大学法人筑波技術大学学則に大学の目的及び大学院の目的を明確に定めている。また、目的や教育理念を具体的に実施するため、中期目標に基本的な目標及び教育に関する目標を定めている。

本学の目的や活動方針等は、大学概要等の刊行物の配布やウェブサイト等により、教職員、学生及び社会に広く公表している。また、本学を志願する者などに対しては、「学部案内」を各地で行う大学説明会やオープン・キャンパスで配布し、大学の目的等に加え、障害に配慮した修学支援の現状を説明している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

学士課程は、聴覚に障害のある学生を対象とする産業技術学部及び視覚に障害のある学生を対象とする保健科学部の2学部4学科を設置し、教育研究の目的を達成する教育研究組織を整備しており、その構成は適切なものとなっている。

教養教育については、障害者高等教育研究支援センターの教員が中心となり授業を担当し、教務委員会及び学部と連携を図りながら全学的な運営体制を構築している。

大学院修士課程は、専門領域と学生の障害に対応して技術科学研究科産業技術学専攻及び同保健科学専攻を設置している。

附属施設等は、障害者高等教育研究支援センターのほかに、保健管理センター、附属図書館、情報処理通信センター、保健科学部附属東西医学統合医療センター、実習工場を設置し、各目的に応じた活動を実施している。

教授会等は、教育研究に関する重要事項を審議しており、教育に係る必要な活動を行っている。

全学の教務に関する専門的な事項を審議する教務委員会、各学部の教務に関する事項を審議する各学部等の教務委員会等の組織を整備しており、その構成は適切であり、教育に係る実質的な活動を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

「国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」に基づき、学部、研究科等の教員組織編制の基本方針を定めている。また、教育研究に係る責任の所在を明確にするため、学部には学部長、学部長補佐及び学科長、並びに大学院には研究科長及び専攻長等をそれぞれ置いている。

学士課程及び大学院修士課程における専任教員の配置状況は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。また、教育上必要な主要授業科目は、専任の教授又は准教授が担当している。

教員採用については、「国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針」に基づき、公募によることを原則としている。また、「国立大学法人筑波技術大学における人権の尊重についての基本姿勢」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進や障害者の雇用を推進するなど、教員の活動をより活性化するための適切な措置を講じている。

教員の選考基準及び資格並びに選考手続については、「国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程」及び「国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則」に基づき、教授、准教授、専任の講師、助教及び助手の選考及び選考手続に関する取り扱いを定めている。

平成20年度に、教員の個人評価指針等を定め、これに基づき、教員が教育などの4つの領域に係る自己評価を行い、それを部局長が評価する方法で教員評価を実施し、その結果を昇給等に反映している。

各学科・専攻の教員が担当する授業科目は、当該教員の研究活動と密接に関係している。情報科学、システ

ム工学、デザイン学、鍼灸学、理学療法学、情報システム学の各専門分野に関わる多数の研究成果や聴覚・視覚障害者のための授業システムや指導法の研究が行われており、これらを基礎にする充実した専門教育が実施されている。

産業技術学部及び保健科学部の教育研究の支援を行うため、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課に、事務職員及び技術職員を配置している。それぞれの支援課に教育研究支援室を設置し、技術職員が障害の特性に配慮しながら実験や演習科目の技術的指導等を行っている。

基準4 学生の受入

学部及び大学院は、それぞれの教育目的に沿った入学者受入方針を明確に定めている。また、入学者受入方針等が記載されている大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項は、全国の教育機関等へ広く配布され、ウェブサイトで公表、周知している。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）及びその方針に合致する入学者選抜方針に沿って選抜方法を定め、学部にあっては個別学力検査（前期日程）並びに推薦入試、AO入試及び社会人入試を、大学院にあっては一般入試及び社会人入試を実施している。

学部及び大学院とも、入学者選抜に関する責任組織や実施体制を明確に定め、適切な役割分担のもとで公正に行っている。

学部における入学者選抜を改善するため、入試成績追跡調査委員会等を設置し、入学試験における評価との相関、入学後の学修状況の追跡調査結果を踏まえ、聴覚・視覚障害がある学生に配慮した入学試験制度の改善を検討している。

学部及び大学院とも、入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にならないため、適正な状況となっている。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

産業技術学部及び保健科学部の教育課程は、「教養教育系科目」と「専門教育系科目」に大別している。「教養教育系科目」はセミナー・総合教養科目、主題別教育科目、言語・情報教育科目、障害関係教育科目及び健康・スポーツ教育科目等の科目から編成している。「専門教育系科目」は専門基礎教育科目、基盤領域科目、中核領域科目に分けられ、学科・専攻ごとにその教育目的に即して編成している。

学生の多様なニーズに応えるため、他学科・他専攻科の履修認定、他大学との単位互換、インターンシップ、補習授業の実施などを行っている。また、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム（学び直しGP）」「聴覚障害者のみを対象とする大学・学部の資源を活かした職業技術学び直しプログラム」、質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）「携帯型端末を用いた弱視学生の資格試験対策」、新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）「視・聴覚障害学生の専門性を高める学習支援」、大学生の就業力育成支援事業（就業力GP）「障害学生のエンパワーメントとキャリア発達」などの取組が授業科目の内容などに反映されている。

単位の実質化の観点から、学生便覧及び開設授業科目一覧に、1単位当たりに必要な学修時間、履修登録の上限設定について明示し、学生に周知するとともに、各学部における学修についてのガイダンスを行い、適切な履修選択等について指導を行っている。

シラバスは、全学的に記載内容を統一し、授業概要、学習到達目標、教科書・参考書、成績評価方法等の情報を掲載し、学生がウェブサイトで閲覧できるようになっている。教員には、評価基準を明示した記入要領を資料で配付するなど、適切なシラバス作成のために役立てている。授業の始めにはシラバスを用いたガイダン

スを行うとともに、シラバスの利用、シラバスに沿った授業であるかなどに関しては、全学の授業評価アンケートで検証している。

産業技術学部では、2年次の英語では能力別クラスの授業を行っているとともに、英語、数学、物理学、解析学の基礎学力不足の学生に対しては、非常勤講師による補習授業を実施している。さらに、保健科学部では、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」「理学療法士」の国家試験及び「ITパスポート試験」「情報処理技術者試験」の資格試験に必要な専門科目の基礎学力が不足している者に対する補習を実施している。

成績評価基準、卒業認定基準については「国立大学法人筑波技術大学学則」及び「国立大学法人筑波技術大学履修規程」により定められており、学生便覧で学生に周知している。

成績評価等の正確さの担保については、成績評価の方法をシラバスに明示し、成績評価基準に沿った評価を行っている。

<大学院課程>

技術科学研究科産業技術学専攻は、狭い研究領域に限定せず、学部の専門分野を基礎に情報科学コース、システム工学コース及び総合デザイン学コースの三つの領域に分類し、幅広い高度な知識や能力を身に付けることができる体系的かつ学際的な教育プログラムを用意している。

同研究科保健科学専攻は、学生が学際領域を含め、更に高度な専門教育を受け、研究ができるよう、学部の専門分野を基礎に鍼灸学コース、理学療法学コース及び情報システム学コースを設置している。

専攻ごとに授与される学位は、「国立大学法人筑波技術大学学位規程」に定めており、授業科目については、教育理念に沿ったカリキュラムを編成している。

専攻全体を通じた効果的・弹力的な履修ができるように配慮し、①セメスター制の導入、②学際領域科目の幅の広い選択、③短期集中授業の効果的な導入、④本学の特色である障害者支援研究関連授業と各専門領域との融合等により、高度専門職業人や研究者として活躍できる人材の育成を目指す教育研究を展開している。

教員は学生の修学状況が把握でき、学生個々の理解の程度に応じた学習方法や予習や復習における課題を示すなどの指導を徹底できるなど、単位の実質化を図っている。

各専攻では、教育の目的に照らして、講義、演習、実習など様々な形態の授業をバランス良く組み合わせている。

指導教員と研究指導については、「国立大学法人筑波技術大学学則」及び「筑波技術大学大学院技術科学研究科研究指導に関する規程」において定めている。学位論文の指導体制については、学生に配付される「開設授業科目一覧」に記載されており、適切な計画に基づいて研究指導等を行っている。

成績評価基準、修了要件は、「国立大学法人筑波技術大学学則」に定めており、「学生便覧」及び「シラバス」に掲載し、学生に周知している。また、この規則に基づき、成績評価及び単位認定を実施している。

学位論文に係る評価基準については、専攻ごとに策定しており、その内容については専攻ごとに実施する修士論文に係るガイドラインにおいて、学生に周知している。また、「国立大学法人筑波技術大学技術科学研究科論文審査に関する細則」に基づき、学位論文審査体制を整備している。

成績評価等の正確さの担保については、成績評価の方法をシラバスに明示し、成績評価基準に沿った評価を行っている。

基準6 教育の成果

教育の達成状況の検証は、教務委員会が中心となって授業評価による達成状況の検証や学生の在籍状況、進路状況、卒業・留年の状況などの教育成果の把握を行っている。

授業評価アンケートにおいて、各授業に対し複数の質問項目を設定し、それぞれの項目に対して5段階の評

価で回答させ、産業技術学部では全授業、各学科・専攻の平均値を、保健科学部では学部全体と各学科専門科目の集計結果を算出し、公表している。

進学希望者に対し、きめ細かな指導を行っており、大学院へ進学させるとともに、就職希望者においては、この厳しい社会情勢の中、極めて高い就職率（産業技術学部：97.1%、保健科学部 89.5%）を達成している。

企業訪問などにおいて、本学卒業生、企業の人事担当者やハローワーク担当者からの意見を直接聴取している。また、退職教員等による「就職支援員」制度を設け、職場適応相談等を行い、卒業生と企業の両者に継続した意見聴取ができる体制を整え、本学の教育の成果や効果について把握している。

基準7 学生支援等

新入生オリエンテーション、フレッシュマンセミナーを通して、正・副クラス担当教員による履修指導を適切に行っている。

聴覚障害学生に対する聴覚管理及び補聴相談、手話・コミュニケーション指導などを実施している。

視覚障害学生に対する拡大文字、白黒反転文字、触覚や音声による情報保障は、本学で開発した機器やソフトウェアを含め提供している。

重複障害がある学生についても障害に応じた様々な支援を行っている。

授業が行われていない時間帯の教室を自習室として利用するとともに、学生の使用希望の多いコンピュータ関連の実習室を非使用時間帯にも自由に利用させるなどの措置を講じている。

保健管理センターにおける応急処置や諸相談のための利用は、天久保（聴覚障害関係）、春日（視覚障害関係）、両キャンパス併せて年間約2,600件程度ある。

授業料免除は、経済的理由及び成績優秀による授業料免除を実施している。

奨学金の案内等は、先方からの案内を掲示するだけでなく、視覚障害学生に対し、拡大文字版及び点字版など、必要に応じて本学学生に分かりやすい掲示内容とするなどの工夫をし、周知している。

基準8 施設・設備

大学の教育研究に必要とされる運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室等の施設を整備するとともに、聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設・設備のバリアフリー化を進め、学生を含めた全利⽤者が円滑に施設・設備を利用できるよう配慮している。また、夜間に図書館を開放し、学生の利便性に配慮している。なお、大学設置基準に規定されている、校地、校舎等の教育研究に必要とされる施設・設備の基準は満たしている。

教育用パソコンの整備のほか、聴覚障害者には、学内CATVシステムを用い、学内広報用としてさまざまな情報をテレビ端末に掲示している。また、視覚障害者に対しては、各教室に、拡大画面、音声合成装置及び点字ディスプレイなどを整備している。

教育研究に必要とされる施設・設備については、運用方針や利用規則を明確に定め、学生については「学生便覧」に記載し、新入生ガイダンス等で説明している。教職員については、ウェブサイト掲載等により周知を図っている。

両キャンパスにそれぞれ図書館が設置され、図書約75,000冊、雑誌約990種を所蔵しており、聴覚障害系図書館では、字幕入りビデオテープ、障害者教育、障害者福祉、手話等の資料を、視覚障害系図書館では、点字図書、拡大文字図書、音声資料（主にDAISY資料）を積極的に収集している。また、平成21年度には電子ブック、平成22年度には電子ジャーナルパッケージを導入する等、電子的資料の整備も行っている。

機関リポジトリでは、全ての論文に読み上げソフト用の透明テキスト（文字情報）を付与する等、視覚障害者に配慮したコンテンツを作成、公開している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動に関するデータや資料は、筑波技術大学法人文書管理規程に基づき、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課において、教務システム等を用いて適切に収集し、蓄積している。また、教育研究活動に関する資料については、「筑波技術大学テクノレポート」に掲載し、「筑波技術大学機関リポジトリ」において公表している。

学生による授業評価アンケートを行い、その集計結果を担当教員にフィードバックし、授業改善の資料として活用している。

聴覚特別支援学校や視覚特別支援学校の教職員や各地で行われる大学説明会における保護者等の意見等は、必要に応じ、教育への取組や改善に活かしている。

全学的なFD講演会については、毎年おむね年3回実施している。

パソコンによる要約筆記入力者の育成のため月2回の講習会を開催し、本学教員も参加して入力能力の向上を図っている。

点訳ボランティアグループ6団体の参加を得て、「情報・理数点訳ネットワーク」を構築し、各グループに対し情報・理数点訳に関する講習会を実施している。

基準10 財務

本学の資産は、平成17年10月に4年制大学になった際の短期大学から承継した財産を基礎としており、平成17年度から平成22年度の平均的資産額は約12,648百万円であり、安定した教育研究活動が遂行できる資産を必要かつ十分に有している。

また、負債は平成17年度から平成22年度の平均的負債は約1,400百万円であり、主に国立大学法人会計基準特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債約754百万円と未払金約393百万円などにより構成されているが、実質的な負債である後者については計画的な返済を行っていることから債務が過大ではない。

経常的収入として、運営費交付金、学生納付金(授業料、入学料及び検定料収入)、附属病院収入を安定的に確保するとともに、経常的収入を補完する外部資金(共同研究・受託研究経費及び寄附金等)の獲得に努めており、大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有している。

収支に係る計画等は、中期計画及び年度計画において定め、ウェブサイトで公表している。また、予算編成の基本方針は、毎年度、学内諸会議の検討・審議を経て、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として適切に策定している。

財務諸表等については、毎事業年度、法令に基づき官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともにウェブサイトで公表・公開している。

財務に関する監査については、監査室による内部監査、監事による監査、会計監査人の監査が適切に実施されている。なお、これまでに会計監査人の監査報告書及び監事による監査報告書において、特段の指摘事項はない。

基準11 管理運営

役員会、経営協議会及び教育研究評議会において、大学の管理運営、教育研究等の重要事項について審議している。また、大学改革、評価等に関する事項を専門的に担当するための室を設置し、教員と事務職員による一体的な運営を行っている。

事務組織は、事務局長の下に、総務課、財務課、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課の4課を置き、法人の運営及び経営並びに学生の修学等の教学面を所掌している。

危機管理等については、規則を制定するとともに、危機管理対応マニュアルを整備し、危機管理体制を構築している。

学長のリーダーシップの下で、効果的な意見交換が行えるよう、法人の経営及び大学の教育研究に関する重要な事項の連絡調整及び協議を行う部局長会議を開催している。また、大学の教育研究等に関する政策等を調整する政策調整会議を開催している。

産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターの各組織の教員を構成員とする教員会議を開催し、当該組織の教育研究に関して意見交換・協議することにより、各組織における全教員の意思を学部やセンターの運営に反映している。

事務系職員の意見を大学運営に活かすため、事務改善合理化委員会及び事務局連絡会を開催している。

学外関係者のニーズについては、経営協議会等の意見を取り入れ、大学運営の改善に役立てるとともに、事業計画の策定などに反映している。

監事（非常勤）2名が配置され、監事監査計画書に基づき、大学の業務や会計処理の実態などについて監査が行われ、その結果については、経営協議会、役員会に報告され、監査結果が大学の業務全般に反映される機能となっている。

聴覚・視覚障害者のための大学職員としての能力を身に付けることを目的に、手話及び点字の実技研修を実施するとともに、近隣大学等主催の事務系職員の研修に参加している。役員等においては、国立大学協会が主催する大学経営に関するマネジメントセミナー等に参加している。

教員の教育能力と事務系職員の業務遂行能力が一層向上することを目的とした「筑波技術大学FD・SDハンドブック－聴覚・視覚障害学生の修学のために－」を作成し、全教職員に配布し活用している。また、FD・SD企画室と連携・協力し、事務系職員の資質向上を図る観点から、大学職員を講師とするSD（スタッフ・ディベロップメント）研修を開催している。

大学のウェブサイトに、業務運営及び教育研究に関する情報として中期目標、中期計画、年度計画、業務実績報告書及び職員の給与・退職手当の支給基準等を掲載し、データを蓄積している。また、学生の受入れ状況や外部資金の獲得状況等の推移などを取りまとめた「筑波技術大学基本データ集」を全教職員が利用できるグループウェアに掲載し活用している。

中期計画に基づく年度評価に係る業務実績報告書及び（独）大学評価・学位授与機構が定める観点を取り入れた自己評価書を作成し、教育研究評議会、経営協議会、役員会で審議の上、その実績報告書及び自己評価書をウェブサイトで公開している。

国立大学法人評価委員会からの評価結果は、指摘された事項について、教育研究評議会、経営協議会、役員会へ報告されるとともに、改善が必要な事項は、その都度改善が図られている。また、年度計画については、進捗管理などを行い、当該年度の確実な実施を促している。

教育研究活動の状況や学内諸活動の情報は、ウェブサイトにおいて「ニュース」「お知らせ・イベント情報」「学生・教職員の活動報告」として社会に対して積極的に発信している。また、研究活動の成果を取りまとめた「筑波技術大学テクノレポート」については、附属図書館における「筑波技術大学機関リポジトリ」で公表している。